

新入会員の手引き

目 次

	ページ
1 シルバー人材センターとは！	1
2 基本理念	1
3 会員の役割（心得・義務）	2
4 会員と発注者の仕事の流れ	3
5 仕事の受注と配分の仕組み	3
6 取り扱う仕事の内容	4
7 佐倉市シルバー人材センターの概要	5
8 新入会員への重要事項	8

令和 2 年度版

公益社団法人 佐倉市シルバー人材センター

〒285-0025 千葉県佐倉市鎗木町 198-2 レインボープラザ佐倉内

電話：043-486-5482 ファックス：043-486-5419

メールアドレス：sakurassjc@sjc.ne.jp

ホームページ：<http://www.sakura-sjc.or.jp/>

1 シルバー人材センターとは

- ① シルバー人材センターは、人々の生きがいの充実を目ざし健康的、社会的貢献のために働きたい方、そして多少の収入を得たいと希望される高齢者の人々が集まって作られた団体です。
- ② シルバー人材センターは、★ 法律に基づく公益社団法人であり、国(県)と地方自治体(佐倉市)から補助金を受け利益を目的としない公益法人(団体)であります。

注) ★高年齢者等の雇用の安定等に関する法律

(昭和 61 年 10 月 1 日施行 法律 43 号)

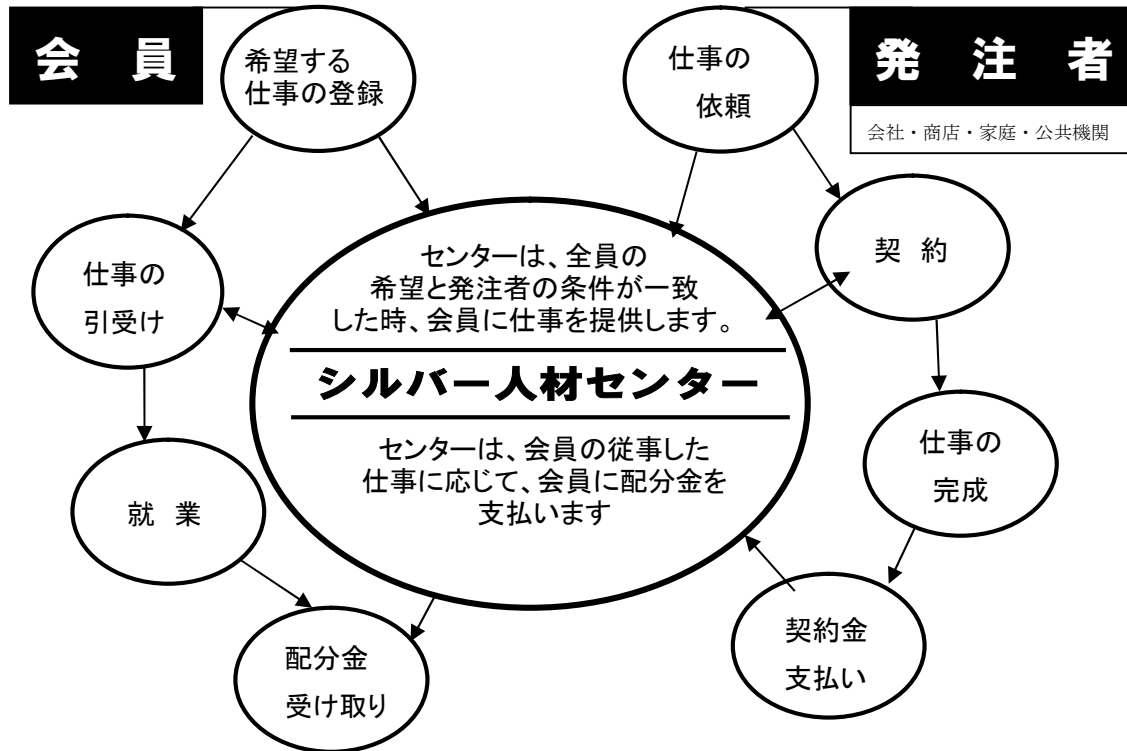
2 シルバー人材センターの基本理念

- ① シルバー人材センターは、「自主・自立」、「共働・共助」を基本理念としております。
- ② 自主・自立は、センター運営上の基本理念であり、センターは私達会員のセンターであるため「会員が支えて行く」ことを意味しております。
- ③ 「共働・共助」は、就業上の基本理念であり「会員がお互いに協力し助け合いながら働く」ことを意味しております。

3 会員の役割 (心得・義務)

- ① 会員の役割は、次の三つにまとめることができます。
 - ◆ 会員は、センターの事業活動（働く）に参加すること。
 - ◆ センターの組織活動（会員総会、地区班会合、会員ボランティア清掃活動等）に参加すること
 - ◆ 働くことを通じて地域社会活動に参加し貢献すること
- ② 働く上で大切な要素は、次の五つです。
 - ◆ 仕事に対し安全第一を心掛けて働くこと
 - ◆ 発注者（顧客あるいは就業先）に感謝される働きをすること
 - ◆ 会員同志がお互いに協力し助け合いながら働くこと
 - ◆ 平素より自分自身で健康管理（食事、運動等）を行うこと
 - ◆ 仕事以外の楽しみを持って（例えば、同好会や旅行の参加
その他）仲間との親睦交流や気分の転換（癒し）を行うこと。

4 会員と発注者（顧客）の仕事の流れ



5 仕事の受注と配分の仕組み

- ① 仕事は、シルバー人材センターが公共機関（県や市の諸施設）、民間企業、一般家庭等から請負、又は委任の形で受注します。
- ② シルバー人材センターは、その仕事を再請負、又は再委任の形で会員に提供します。その仕事を受けるかどうかについては、会員の自主的判断に任されています。
- ③ 会員は、仕事の内容と就業実績に応じて配分金を受け取ります。
- ④ シルバー人材センターと会員の間、また就業の会員と発注者との間には、雇用関係がありません。そのため、労働災害保険が適用されませんので、シルバー人材センターでは、任意の団体傷害保険に加入して会員の就業（労）事故に対処しております。
- ⑤ シルバー人材センターでは、会員に対して就業中の日数（時間）や収入の保証はしていません。

6 取り扱う仕事の内容

- ① シルバー人材センターで取り扱う仕事の内容は、地域社会における日常生活に密着した仕事であって職業安定機関の職業紹介には馴染まないものをいいます。
- ② 仕事の内容は、法律で「臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）」と定められています。

そのほか、厚生労働大臣が指定する「軽易な業務」として、家庭教師・家事手伝い・保育園バスの運転手等の仕事が指定されています。

7 佐倉市シルバー人材センターの概要

① あゆみ

昭和55年06月 佐倉市高齢者働く会発足（会員104名）

昭和56年10月 社団法人佐倉市シルバー人材センターに改組（会員156名）

平成07年06月 優良シルバー人材センターとして千葉県シルバー人材センター連合会から表彰される。

平成09年10月 全国優良シルバー人材センターとして全国シルバー人材センター事業協会から表彰される。

平成14年06月 安全優良シルバー人材センターとして全国シルバー人材センター事業協会から表彰される。

平成24年04月 公益社団法人の認定を受ける。

平成26年04月 訪問介護事業を開始。

平成26年04月 シルバー救援隊（ワンコインサービス）を開始。

平成27年07月 市と空き家等の適正管理に関する協定を締結。

平成28年10月 福祉有償輸送サービス事業を開始。

② 令和元年度事業実績（令和2年3月末）

- ◆ 会員数 1,161人
- ◆ 年間の受注件数 18,089件
- ◆ 年間の受注契約金額 56,803万円

③ センター正会員の会費

- ◆ 正会員の年会費は **3,000 円**です。
- ◆ 会費は、入会登録月から一カ年有効、以後年単位での更新となります。
- ◆ 正当な理由がなく1年以上会費を滞納し、かつ催促しても納めてもらえない場合は、「定款」により会員の資格を失います。

④ 地区班の活動

- ◆ 佐倉市の同じ地域に居住する会員が、親睦を深めて会員としての意識を高めるとともにシルバー人材センターと会員との間のコミュニケーションを密にする目的で地区班を構成しております。
- ◆ 地区班の編成は、佐倉地域を「佐倉・和田地区」、「志津地区」、「臼井・千代田地区」、「根郷・弥富地区」の4つの地区に分け、更に各地区にはその地区内の会員数に応じた各班(5～25人)が編成されております。
- ◆ 会員は、住居所在によって何れかの班に所属します。
- ◆ 会員には、センターから毎月関係資料（シルバー定期便）を配布します。そのルートは、センター（事務局）から各地区長（副地区長）及び各班長を経由して、それぞれの所属会員へ配布されます。
- ◆ 新入会員は、所属する地域班（事務局から通知する）の班長へ新しく会員になった旨、直接又は電話等で必ず連絡して下さい。

⑤ 会員互助会の活動

- ◆ 会員の福利厚生を目的とした組織であり、センターの正会員と特別会員及び事務局職員が「会員」になっています。
- ◆ 主として会員の親睦旅行、同好会活動、作品展示等の親睦行事及び慶弔・見舞金等の互助活動を実施します。

- ◆ 互助会の年会費は **1,000 円**です。

このため、センターの年会費（3,000 円）と合わせて合計 **4,000 円**を納めていただきます。センター会費と同様、入会登録月から一カ年有効、以後年単位での更新となります。

⑥ 「シルバー会員清掃日」の参加

- ◆ センターでは、毎月（定例的）駅前や公園、道路等のゴミ拾い等の清掃活動を実施しています。
清掃活動に参加することによって、仲間（会員）との親睦交流やお互いの名前確認など、センター活動に関する多くの有益な情報を得ることができます。
- ◆ 健康促進と地域社会の貢献のため、奮ってご参加下さい。

8 新入会員への重要事項

① 就業（仕事）の条件について

- ◆ 会員になられても、すぐに希望する仕事があるとは限りません。
- ◆ 入会後は、毎月1回(月末・金曜日)開催している就業相談会を積極的に利用してください。また、毎月のシルバー定期便で配布する「求人情報」もご覧下さい。
- ◆ 入会登録月(入会申込書提出翌月)の月末に研修会を行いますので、必ず参加してください。
- ◆ センターで行う技術講習会等には、積極的に参加し特定の技術など習得して下さい。毎月発行の「事務局だより」に掲載しております。
- ◆ 就業に際しては、発注者（顧客）に喜ばれるような仕事をする事と、言葉遣いやマナーにも十分注意して下さい。(例えば、お客様から再度注文が来るように！)

② 安全就業の心得

- ◆ 就業（仕事）に当たっては、安全と予防が大切です。自分自身やご家族、会員仲間のためにも「安全優先」を心がけて下さい。
- ◆ 就業中、あるいは就業途上で事故を起こした場合には、ご自分の健康保険証で対応し、その後速やかに事務局（043-486-5482）へご連絡下さい。
- ◆ 会員の団体障害保険加入について
会員として入会されますと、センターでは直ちに「団体傷害保険及び損害賠償保険」に加入します。

○同保険の適用条項について（業務就業による傷害）

イ 通院の場合 : 日額 2,000 円 但し、90 日を限度とする。

ロ 入院の場合 : 日額 3,000 円 但し、180 日を限度とする。

ハ 死亡の場合 : 900 万円が支払われる。(疾病による場合は 1 割)

◆慶弔・見舞い等について

入会と同時に「会員互助会の会員」となり、慶弔・見舞金が受けられます。

○慶弔・見舞い（会員互助会の「慶弔及び見舞い金規程」を適用）

イ 会員が結婚（戸籍上）したとき、祝金 10,000 円

ロ 会員在籍 3 年間以上で 77 歳（喜寿）祝金 5,000 円

88 歳（米寿）祝金 10,000 円

ハ 就業以外の事由により死亡した場合、弔慰金 10,000 円

ニ 就業以外の病気や障害で入院し入院期間が 7 日以上の場合

見舞金 5,000 円（但し、年 1 回のみ）

③センター主要行事の参加

◆ 年 1 回の定時総会や各地区の研修会及び「シルバー会員清掃日」活動等の会合には、情報交換の場として参加して下さい。

また、シルバークフェスタ毎年開催しています。

④ 会員の退会（退会届の提出）について

◆ 会員に入会された後で、もし企業等へ再就職された時、病気で就業（労）ができなくなった時、佐倉市以外へ転居された時は、早めに会員の退会手続き（事務局へ退会届の提出）を行って下さい。

（まず、電話で事務局へ連絡して下さい。☎(043-486-5482)

◆ 入会后または退会された時は、必ず貴方から地区班長へ連絡して下さい。

（18 : 00 ~ 20 : 00 までの夜間が可）

以上